# 国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区 モユルリ特別保護地区 指定計画書(案)

平成 23 年 月 日 環 境 省

#### 1 特別保護地区の概要

- (1)特別保護地区の名称 モユルリ特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域 北海道根室市昆布盛所在のモユルリ島
- (3)特別保護地区の存続期間平成23年10月1日から平成43年9月30日まで
- (4)特別保護地区の指定区分 集団繁殖地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、北海道根室半島南方約 3km の海上に位置するモユルリ島で、多くの海鳥に利用されている地域である。面積 31ha、周囲 3km のテーブル状をした島である。台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部はオオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、全体が高さ約 30 mの海食崖となっており、海食崖上部は、ハマニンニクが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A類のエトピリカ、チシマウガラス等北方系海鳥類の繁殖が当該区域で確認されている。当該区域はその他多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で 27 科 47 種の鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域はエトピリカを始めとする海鳥の繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥類の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

## 保護管理方針

鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3 1 ha

内訳

ア 形態別内訳

 林野
 3 1 ha

 農耕地
 - ha

 水面
 - ha

 その他
 - ha

イ 所有者別内訳

国有地 3 1 ha

国有林- ha国有林以外の国有地3 1 ha

財務省所管 3 1 ha

 地方公共団体有地
 — ha

 私有地
 — ha

 公有水面
 — ha

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha

自然公園法による地域 - ha

文化財保護法による地域 3 1 ha

名称 (天然記念物ユルリ島モユルリ島海鳥繁殖地 (道指定))

- 4 指定する区域における鳥獣の生息状況
- (1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置 根室半島南方約 3km の海上に位置する。

イ 地形、地質等

面積 31ha、周囲 3km のテーブル状をした島である。全体が高さ約 30 mの海食崖となっている。

## ウ 植物相の概要

台地平坦部は大部分がミヤコザサの優占する草原となっていて、南東部の一部は オオハナウド主体の高茎草本群落となっている。また、海食崖上部は、ハマニンニ クが優占し、ミヤコザサ群落との間にオオハナウド群落が見られる。

## エ 動物相の概要

ゼニガタアザラシ及びドブネズミの生息が確認されている。また、多くの海鳥類に繁殖地として利用されており、合計で27科47種の鳥類の生息が確認されている。

- (2) 生息する鳥獣類 別表のとおり。
- (3) 当該地域の農林水産物の被害状況なし
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項 当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損 失の補償をする。
- 6 施設整備に関する事項 鳥獣保護区用制札 1本